

## ○きそむらふるさと大使設置要綱

(平成 18 年 8 月 1 日要綱第 17 号の 08 の 01)

(目的)

第 1 条 源流の里、木祖村を多くの人に周知するために、「きそむらふるさと大使」(以下「ふるさと大使」という。)を設置する。

(具体的活動の内容)

第 2 条 ふるさと大使は、日常の生活や仕事、また人から人へのつながりなどの機会を通じて、木祖村の持つ魅力を積極的に広報する。

(ふるさと大使の対象)

第 3 条

- (1) 木祖村出身者
- (2) 木祖村ゆかりの有識人・著名人など(動植物、書籍、絵画などを含む。)
- (3) 木祖村を理解している者
- (4) その他、現在および将来の活動が広く木祖村の情報発信につながると認められるもの

(ふるさと大使の任命)

第 4 条 村長は、前条に掲げる対象の中から、第 1 条および第 2 条の要件を満たすと認められるものをふるさと大使として任命する。

(任期)

第 5 条 ふるさと大使の任期は、その任命された日をもって始期とし、終期については次によるものとする。

- (1) ふるさと大使に任命されたものが、その職を辞退する意思を村長に伝え、村長がこれを認めた日
- (2) 村長が、ふるさと大使に任命されたものの活動などが、その職にふさわしくないと判断し、その旨を当該ふるさと大使に伝えた日

(費用弁償等)

第 6 条 ふるさと大使は無報酬とする。ただし、村の要請でその活動をする場合は、旅費を支弁し、また資料、名刺など必要な物品等について提供する。

(補則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、ふるさと大使の活動に必要な事項は村長が定める。

附 則

この要綱は、平成 17 年 8 月 1 日から施行する。